

■ ちゅら島環境美化の促進に関する県の取り組み

県では、空き缶や吸い殻等ごみの散乱防止、環境美化の促進を図るため、平成14年7月1日より施行している「ちゅら島環境美化条例」を、県民、事業者、市町村及び県が一体となって推進することにより、県全域で環境美化運動の気運を盛り上げています。

(1) 推進母体による活動

条例施行時に発足した、県、市町村及び民間団体で構成する条例の推進母体「ちゅら島環境美化推進県民連絡会議（会長＝知事）」が主体となって「ちゅら島環境美化促進月間」である7月を中心に、各種広報啓発活動や全県一斉清掃に取り組んでいます。

ア 広報啓発活動

- ・新聞広告
- ・ラジオCM
- ・ホームページ等による広報



イ ちゅら島環境美化全県一斉清掃

- ・県内各地で一斉に行う清掃活動で、平成15年度以降、夏季と年末前後の年2回、多くの県民や企業の参加を得て実施しています。



(2) 環境美化促進モデル地区（条例第10条）

地域住民が市町村と協働して行う、他地域の模範となるような環境美化活動を支援しています。

	環境美化促進モデル地区	活動主体
平成17年度指定地区	南城市（旧佐敷町）	佐敷町心豊かなふるさとづくり推進協議会
	久米島町	久米島町婦人会、久米島ホテルの会
平成16年度指定地区	東村高江区	有銘区ちゅら島会
	東村高江区	高江やすらぎの会
	宮古島市（旧伊良部町） 伊良部町・下地島	ちゅら島環境美化推進連絡会議
平成15年度指定地区	うるま市（旧勝連町） 浜比嘉島	浜比嘉島をきれいにする会
	西原町与那城 安室地区	西原町ちゅら町促進協議会



(3) 環境教育・環境学習に対する支援（条例第11条）

条例の趣旨を周知するため、小学生4,5年生を対象とした、環境美化教材「みんなでつくろうちゅら島沖縄」を制作・配付し、環境教育・環境学習を支援しています。この教材は、要望に応じ、随時配布しています。



(4) 自発的な活動の促進（条例12条）

第十一管区海上保安本部海上環境課の提唱の下、主に海岸線の清掃活動を行う団体で結成された「沖縄クリーンコーストネットワーク（OCCN）」が行う「まるごと沖縄クリーンビーチ」等の活動について、必要な支援を行っています。



(5) ごみのポイ捨て防止公開パトロール

空き缶やたばこの吸い殻など、投げ捨て行為への抑止効果を高めることをねらいとして、県と「空き缶等散乱防止条例」を制定している市町村が連携し、地域住民並びに関係団体との協働によって、ごみのポイ捨て禁止を広く県民にアピールする「ごみのポイ捨て防止公開パトロール」を実施しました。

平成17年度は、県と那覇市が連携し、「那覇市クリーン指導員連絡協議会」及び「那覇市国際通り商店街振興組合連合会」、「那覇市沖映通り商店街振興組合」などの地域団体、並びに「沖縄県清涼飲料協会」、「日本たばこ産業株式会社」、「株式会社沖縄ファミリーマート」など関係企業と協働し、那覇市国際通り・沖映通りにおいて、8月22日から9月3日までの2週間・隔日6日に渡り、のべ220名の参加を得て、広くごみのポイ捨て禁止をアピールしました。



(6) デポジット制度

飲料容器（空き缶、ペットボトル等）を対象としたデポジット制度の導入可能性に関して、平成15年度に流通及び製造事業者、市町村、NPO関係者と意見交換を行ったところ、

- ① 多額の運営費に係る財源の確保
- ② デポジット賦課方法のあり方
- ③ 県民、事業者の理解と協力
- ④ 容器包装リサイクル法との関係

など、導入に伴う課題について共通の認識が得られるとともに、事業者からは価格上昇による販売不振を懸念する意見が出されたところでもあります。今後、県としては市町村や関係者の意向を踏まえ、さらに国における動向や拡大生産者責任の方向性を見据えながら対応していくこととしています。